

## Client Alert

2022年 2月

## ミャンマーIP 速報

### 商標サービスの最新情報

For more information,  
please contact:

Andy Leck  
+65 6434 2525  
[andy.leck@bakermckenzie.com](mailto:andy.leck@bakermckenzie.com)

日本語でのお問い合わせ：  
Yoko Inoue (井上 洋子)  
+65 6434 2605  
[yoko.inoue@bakermckenzie.com](mailto:yoko.inoue@bakermckenzie.com)

[www.bakermckenzie.com](http://www.bakermckenzie.com)

Baker & McKenzie

8 Marina Boulevard  
#05-01 Marina Bay Financial Centre  
Tower 1  
Singapore 018981

Tel: +65 6338 1888  
Fax: +65 6337 5100

#### 新商標システムのソフトローンチ継続中

- 新しい電子商標登録システムのソフトローンチは現在も継続しており、オンラインによる商標出願手続きが可能となっている。
- 2020年10月1日に開始された第一段階の手続きは、新しい商標法が全面施行されるまでの「ソフトオープニング」と位置づけられている。ソフトオープニングは、新商標法のグランドオープン（施行）まで続くと思われているが、グランドオープニングの時期やオフィシャルフィー等の詳細についてはまだ発表されていない。
- 2020年10月1日以降、新しい電子商標登録制度に関する進展はない。

#### 所有権宣言書の登録

- 電子商標システムのソフトローンチ期間中は、商標の所有権宣言書 (Declarations of Ownership) により登録された、および/または、ミャンマーで使用された商標に限り、同移行期間中に申請できる。
- ヤンゴンの証書登録事務所 (Office of Registration of Deeds and Assurances) (「登録事務所」) は現在稼働中で、新規登録の受付を行っている。
- このような状況下、新規商標については、共通の出願日を得るため、まずは登録事務所に所有権宣言書を登録、その後、新電子商標システムで出願することが推奨される。

#### ヤンゴンの COVID-19 と政治状況

- ミャンマーは依然として COVID-19 の深刻な感染症の波にさらされており、移動も制限されたままです。私共のミャンマー在住 IPTech チームの職員も、ヤンゴンで激化する暴動等により、安全上の脅威に遭遇しています。
- リスクを最小限に抑える為、登録事務所での新規所有権宣言登録手続きは、月に一度に集約して対応予定です。ご理解頂きたいをお願いします。

ミャンマーの商標サービスについては、進展があり次第、最新情報を発信します。

\*\*\*\*\*

ご質問やご不明な点等ございましたら、お気軽にお問い合わせください。